



厚生労働省福島労働局発表
平成24年 6月29日

担
当

福島労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 安部 啓介

労災管理調整官 平野 久弥

電話 024-536-4605

「精神障害の労災補償」相談を実施 ～毎月第1・3火曜日、専門の相談員が対応～

近年、「仕事によるストレス」（業務による心理的負荷）が関係した精神障害についての労災請求が増加しています。

発病した精神障害が労災と認められるためには、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断される場合に限られ、その判断は、平成23年に厚生労働省が定めた「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づいて、労働基準監督署長が行っております。

福島労働局（局長 河合智則）では、精神障害の労災補償に関する相談に対応するため、専門の相談員による定期的な相談日（予約制）を定め、請求手続き等について相談をお受けすることといたしましたので、お気軽にご利用下さい。

「精神障害の労災請求」相談のご案内

相談日 毎月第1・第3火曜日 13時～17時

場 所 福島地方合同庁舎（福島市霞町1-46）

※プライバシー保護のため個室を使用します

相談予約受付：福島労働局労災補償課にて承ります

受付電話番号 024-536-4605

（受付時間 月～金 8:30～17:15）